

令和6年3月1日
杉 並 区

「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」 の適用による予定価格の設定について

国は、労働市場の実勢価格を適切に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させた、「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」（以下「新技術者単価」という。）を決定・公表しました。

また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置付けられています。

杉並区においては、国の要請を踏まえ、今後公表する設計等委託案件について速やかに新技術者単価を反映することとし、公表時にその旨を明示します。

また、公表後に新技術者単価を適用して予定価格を修正したものについては、指名通知、資格確認結果通知又は見積依頼通知でその旨をお知らせします。

なお、予定価格を修正しない場合は、特例措置で対応することとしますので、その詳細については、『「令和6年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について』をご参照ください。

【問合せ先】

総務部経理課契約係
電話 03-5307-0612